

議案第25号

目黒区特別区税条例等の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和2年6月17日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区特別区税条例等の一部を改正する条例
(目黒区特別区税条例の一部改正)

第1条 目黒区特別区税条例(昭和39年12月目黒区条例第62号)の一部
を次のように改正する。

第11条第1項第2号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第18条中「同条第1項から第12項まで」を「同条第1項から第11項
まで」に、「寡婦(寡夫)控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に改
める。

第24条第1項ただし書中「第314条の2第5項」を「第314条の2
第4項」に改める。

第25条の2の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改
め、同条第1項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第25条の3の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改
め、同条第1項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項第3号
を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第50条第2項に次のただし書を加える。

ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算
定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換
算するものとする。

第50条第4項中「左欄に掲げる製造たばこ」の次に「(同項ただし書に
規定する葉巻たばこを除く。)」を加える。

第52条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項（法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。）」に、「第16条の2の3」を「第16条の2の3第2項」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が、同条第1項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第52条の3第1項又は第2項の規定による申告書に前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

第52条の3第1項中「第52条第2項」を「第52条第3項」に改める。

付則第2条の2中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。以下この条において同じ。））」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。））」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

付則第4条第1項中「平成33年度」を「令和6年度」に改める。

付則第4条の4第1項中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

付則第10条第1項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加え、同条第3項第1号中「・付則第10条第1項」を「、付則第10条第1項」に改め、同項第3号中「・山林所得金額」を「、山林所得金額」に改める。

付則第11条第1項及び第2項中「平成32年度」を「令和5年度」に改

め、同条第3項中「第35条の2」を「第35条の3」に改める。

付則に次の2条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第17条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事のうち、区長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第20条の2の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第18条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における付則第3条の5の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

第2条 目黒区特別区税条例の一部を次のように改正する。

第50条第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に改める。

(目黒区特別区税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 目黒区特別区税条例等の一部を改正する条例（令和元年6月目黒区条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条中目黒区特別区税条例第11条第1項第2号の改正規定を削る。

付則第1条第3号を次のように改める。

(3) 削除

付則第1条第4号中「（前号に掲げる改正規定を除く。）」を削る。

付則第4条を次のように改める。

第4条 削除

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- （1） 第1条中第50条第2項にただし書を加える改正規定及び同条第4項の改正規定並びに付則第4条の規定 令和2年10月1日
- （2） 第1条中第11条第1項第2号、第18条及び第24条第1項ただし書の改正規定並びに付則第2条の2、第10条第1項及び第11条第3項の改正規定並びに付則に2条を加える改正規定並びに次条並びに付則第3条第2項及び第3項の規定 令和3年1月1日
- （3） 第2条及び付則第5条の規定 令和3年10月1日

（延滞金に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の目黒区特別区税条例（以下「新条例」という。）付則第2条の2の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

（特別区民税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中特別区民税（以下「区民税」という。）に関する部分は、令和2年度以後の年度分の区民税について適用し、令和元年度分までの区民税については、なお従前の例による。

2 新条例第11条第1項、第18条及び第24条第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の区民税について適用し、令和2年度分までの区民税については、なお従前の例による。

3 令和3年度分の区民税に係る申告書の提出に係る新条例第24条第1項の

規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、
「地震保険料控除額、ひとり親控除額（地方税法等の一部を改正する法律（
令和２年法律第５号）第１条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）
第２９２条第１項第１１号に規定する寡婦（旧法第３１４条の２第３項の規
定に該当するものに限る。）又は旧法第２９２条第１項第１２号に規定する
寡夫である第１０条第１号に掲げる者に係るものを除く。）」とする。

４ 新条例第２５条の２第１項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第２項に規定する申告書について適用する。

５ 新条例第２５条の３第１項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２０３条の６第１項に規定する公的年金等（同法第２０３条の７の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する新条例第２５条の３第１項に規定する申告書について適用する。

（特別区たばこ税に関する経過措置）

第４条 付則第１条第１号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る特別区たばこ税については、なお従前の例による。

第５条 付則第１条第３号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る特別区たばこ税については、なお従前の例による。

（説明） 未婚のひとり親に対する区民税の軽減措置を講じ、軽量の葉巻たばこの課税方式の見直し等を行うとともに、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除等の特例措置を講じ、併せて規定の整備を行うため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。

資 料

1 目黒区特別区税条例の一部改正（第1条関係）新旧対照表

（ _____ は、改正点）

第 1 条 に よ る 改 正 案	現 行 条 例
（区民税の非課税の範囲） 第11条 次の各号のいずれかに該当する者（法の施行地に住所を有しない者を除く。）に対しては、区民税（第2号に該当する者にあつては、第37条の2の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。 (1) （現行に同じ。） (2) 障害者、未成年者、寡婦又は<u>ひとり親</u>（これらの者の前年の合計所得金額が1,350,000円を超える場合を除く。） 2 （現行に同じ。） （所得控除） 第18条 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれか又は同条第2項に掲げる者に該当する場合においては、<u>同条第1項から第11項までの規定により、雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除</u>	（区民税の非課税の範囲） 第11条 次の各号のいずれかに該当する者（法の施行地に住所を有しない者を除く。）に対しては、区民税（第2号に該当する者にあつては、第37条の2の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。 (1) （省略） (2) 障害者、未成年者、寡婦又は<u>寡夫</u>（これらの者の前年の合計所得金額が1,350,000円を超える場合を除く。） 2 （省略） （所得控除） 第18条 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれか又は同条第2項に掲げる者に該当する場合においては、<u>同条第1項から第12項までの規定により、雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶</u>

額、配偶者特別控除額、扶養控除額又は基礎控除額をその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(区民税の申告)

第24条 第10条第1号に掲げる者は、3月15日までに、規則で定める申告書を区長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第20条の2の規定により控除すべき金額（以下この条

者特別控除額、扶養控除額又は基礎控除額をその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(区民税の申告)

第24条 第10条第1号に掲げる者は、3月15日までに、規則で定める申告書を区長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第20条の2の規定により控除すべき金額（以下この条

において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第11条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2～8 (現行に同じ。)

(区民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)

第25条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、区長に提出しなければならない。

(1)・(2) (現行に同じ。)

(3) (現行に同じ。)

2～5 (現行に同じ。)

(区民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第11条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2～8 (省略)

(区民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第25条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、区長に提出しなければならない。

(1)・(2) (省略)

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

(4) (省略)

2～5 (省略)

(区民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第25条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、区長に提出しなければならない。

(1)・(2) (現行に同じ。)

(3) (現行に同じ。)

2～5 (現行に同じ。)

(たばこ税の課税標準)

第50条 (現行に同じ。)

第25条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、区長に提出しなければならない。

(1)・(2) (省略)

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

(4) (省略)

2～5 (省略)

(たばこ税の課税標準)

第50条 (省略)

2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

（表の部分現行に同じ。）

3 （現行に同じ。）

4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこ（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）の重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第48条各号に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

5～10 （現行に同じ。）

（たばこ税の課税免除）

第52条 （現行に同じ。）

2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。

（表の部分省略）

3 （省略）

4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第48条各号に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

5～10 （省略）

（たばこ税の課税免除）

第52条 （省略）

2 前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が、同条第1項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第52条の3第1項又は第2項の規定による申告書に前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合
に限り、適用する。

3 第1項（法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が区長に施行規則第16条の2の3第2項に規定する書類を提出している場合に限り、適用する。

4 （現行に同じ。）

（たばこ税の申告納付の手続）

第52条の3 前条の規定によりたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第52条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の規定の適用を受けようとする製造た

2 前項の規定は、卸売販売業者等が区長に施行規則第16条の2の3に規定する書類を提出しない場合には、適用しない。

3 （省略）

（たばこ税の申告納付の手続）

第52条の3 前条の規定によりたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第52条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の規定の適用を受けようとする製造た

ばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の規定の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を区長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第52条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2～5 （現行に同じ。）

付 則

（延滞金の割合の特例）

第2条の2 当分の間、第8条、第32条第2項、第37条の12第2項、第37条の14第2項、第52条の3第5項及び第53条第2項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。以下この条において同じ。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセ

ばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の規定の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を区長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第52条第2項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2～5 （省略）

付 則

（延滞金の割合の特例）

第2条の2 当分の間、第8条、第32条第2項、第37条の12第2項、第37条の14第2項、第52条の3第5項及び第53条第2項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年

ントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

（肉用牛の売却による事業所得に係る区民税の課税の特例）

第4条 昭和57年度から令和6年度までの各年度分の区民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第24条第1項の規定による申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第25条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る区民税の所得割の額として令附則第5条第2項で定める額を免除する。

2・3 （現行に同じ。）

（軽自動車税の環境性能割の非課税）

（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

（肉用牛の売却による事業所得に係る区民税の課税の特例）

第4条 昭和57年度から平成33年度までの各年度分の区民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第24条第1項の規定による申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第25条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る区民税の所得割の額として令附則第5条第2項で定める額を免除する。

2・3 （省略）

（軽自動車税の環境性能割の非課税）

第4条の4 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間（付則第4条の8第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第38条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

2 （現行に同じ。）

（長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例）

第10条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第16条及び第19条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額（同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第1号の規定により読み替えて適用される第18条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「

第4条の4 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間（付則第4条の8第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第38条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

2 （省略）

（長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例）

第10条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第16条及び第19条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額（同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第1号の規定により読み替えて適用される第18条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額

課税長期譲渡所得金額」という。)の100分の3に相当する金額に相当する区民税の所得割を課する。

2 (現行に同じ。)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第18条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、付則第10条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(2) (現行に同じ。)

(3) 第22条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第10条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「山林所得金額若しくは租税特別措置法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(4) (現行に同じ。)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例)

第11条 昭和63年度から令和5年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる

」という。)の100分の3に相当する金額に相当する区民税の所得割を課する。

2 (省略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第18条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは「総所得金額・付則第10条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(2) (省略)

(3) 第22条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第10条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「・山林所得金額若しくは租税特別措置法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(4) (省略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例)

第11条 昭和63年度から平成32年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因とな

土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2)（現行に同じ。）

2 前項の規定は、昭和63年度から令和5年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは

る土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2)（省略）

2 前項の規定は、昭和63年度から平成32年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは

、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例）

第17条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事のうち、区長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相

は、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第20条の2の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第18条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における付則第3条の5の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

2 目黒区特別区税条例の一部改正（第2条関係）新旧対照表

（ _____ は、改正点）

第2条による改正案	第1条による改正後の条例
（たばこ税の課税標準） 第50条 （省略） 2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が<u>1グラム未満</u>の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの<u>1本</u>に換算するものとする。	（たばこ税の課税標準） 第50条 （省略） 2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が<u>0.7グラム未満</u>の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの<u>0.7本</u>に換算するものとする。

(表の部分省略)	(表の部分省略)
3～10 (省略)	3～10 (省略)

3 目黒区特別区税条例等の一部を改正する条例の一部改正（第3条関係）新旧対照表

(_____ は、改正点)

第 3 条 に よ る 改 正 案	現 行 条 例
第3条 目黒区特別区税条例の一部を次のように改正する。 (現行に同じ。) 付 則 (施行期日) 第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 (1)・(2) (現行に同じ。) <u>(3) 削除</u> (4) 第3条及び付則第7条の規定 令和3年4月1日	第3条 目黒区特別区税条例の一部を次のように改正する。 第11条第1項第2号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。 (省略) 付 則 (施行期日) 第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 (1)・(2) (省略) <u>(3) 第3条中第11条の改正規定及び付則第4条の規定 令和3年1月1日</u> (4) 第3条<u>(前号に掲げる改正規定を除く。)</u>及び付則第7条の規定 令和3年4月1日

第4条 削除

第4条 付則第1条第3号に掲げる規定による改正後の目黒区特別区税条例

第11条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定は、令和3年度以後の年度分の区民税について適用し、令和2年度分までの区民税については、なお従前の例による。